

屋外広告物条例に基づく事務の一部移譲について

第51回 北海道景観審議会

令和4年(2022年)6月15日開催

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

・屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について

1. 令和4年4月1日付け 北斗市

・移譲の理由

北斗市から法等に基づく事務の一部について、権限移譲の要望があった。

2. 令和4年6月1日付け 北広島市（一部区域）

・移譲の理由

北海道ボールパークFビレッジ（以下、Fビレッジという。）は、北広島市の都市計画において、都市計画施設である公園（運動公園）（以下、都市計画公園という。）と位置づけられていることから、道条例の適用上、一部の例外を除き広告物の表示が禁止される場所となっている。

一方、Fビレッジ及びその周辺地域では、官民連携によるボールパークの整備に伴う、新たな観光資源の創出やビジネスの拡大、豊かなライフスタイルの提供などといった「ボールパーク構想」を推進することとしており、市内外から訪れる人々に対し、見やすく分かりやすい、良好な広告景観の整備が必要となり、北広島市独自の屋外広告物条例を制定してきめ細かな広告景観の形成を市が主体的に行っていくことにしたため。

北広島市に権限が移譲することによる変化

北海道の条例が適用されていた場合

都市公園は第二種禁止区域に該当
自家用広告物は1事業所あたり10
m²まで許可及び禁止区域の適用除外



北広島市屋外広告物法条例

種 類	許可基準
地上広告物	1面の表示面積が75平方メートル以内で、かつ、表示面積150平方メートル以内及び高さ20メートル以下のものであること。
屋上広告物	1 表示面積が300平方メートル以内のものであること。 2 地上からその屋上広告物の上端までの高さが20メートルを超える場合は、その屋上広告物の高さが建築物の高さの3分の2又は20メートルのいずれか小さい数値以下のものであること。
壁面広告物	1 1つの壁面の面積が1,000平方メートル以内の場合 表示面積が取付壁面の面積の3分の1又は50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。 2 1つの壁面の面積が1,000平方メートルを超える場合 表示面積が取付壁面の面積の20分の1以内のものであること。